

(改正概要)

■茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱施行細則（昭和 48 年 4 月 2 日公告）  
の一部改正について

1 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱施行細則（以下「施行細則」という。）  
の趣旨

土地開発事業の施行に関し、必要な基準等を定めて、その適正な施行を確保することにより、開発区域及びその周辺の地域における災害を防止するとともに、自然の保護と環境の保全を図ることを目的として制定された茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱（以下「指導要綱」という。）の施行に関し必要な事項を定めている。

2 改正の理由

指導要綱の適用除外としている土地開発事業の根拠法令の 1 つである電気事業法（昭和 39 年法律第 170 号）が一部改正されたことに伴い、所要の改正を行う。

3 改正の概要

電気事業法第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業の用に供する目的で行う土地開発事業を指導要綱の適用除外の土地開発事業として規定しているが、電気事業法の一部改正により電気事業は同法第 2 条第 1 項第 16 号で規定されることとなったことからこれに合わせ、指導要綱の適用除外とする電気事業にかかる条項を改正する。

4 施行日

令和元年 8 月 1 日

5 留意事項

今回の改正により、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に該当する太陽光発電事業については、茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱の適用除外の土地開発事業となる。

なお、既に同指導要綱第 9 の 1 の規定による設計承認を受けたもののうち、今回の改正の施行日時点において同第 16 の 2 の規定による検査済証の交付を受けていない太陽光発電事業で、電気事業法第 2 条第 1 項第 16 号に該当するものについては、今回の改正後、同指導要綱の規定に基づく手続き（変更や完了等）を必須としない（事業者からの求めに応じて手続きを行うことを妨げない）。

(参考)

## 電気事業法

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 二 小売電気事業 小売供給を行う事業（一般送配電事業、特定送配電事業及び発電事業に該当する部分を除く。）をいう。
- 十四 発電事業 自らが維持し、及び運用する発電用の電気工作物を用いて小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業の用に供するための電気を発電する事業であつて、その事業の用に供する発電用の電気工作物が経済産業省令で定める要件に該当するものをいう。
- 十六 電気事業 小売電気事業、一般送配電事業、送電事業、特定送配電事業及び発電事業をいう。

## 電気事業法施行規則

第三条の四 法第二条第一項第十四号の経済産業省令で定める要件は、次の各号のいずれにも該当する発電用の電気工作物（以下「特定発電用電気工作物」という。）であつて、それぞれの接続最大電力（特定発電用電気工作物と一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物（一般送配電事業者以外の者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物であつて、一般送配電事業者が維持し、及び運用する電線路その他の電気工作物に電氣的に接続されているものを含む。）とを直接に電氣的に接続する地点（次項において「接続地点」という。）における最大の電力をいう。第四十五条の十九第二項第二号において同じ。）のうち小売電気事業、一般送配電事業又は特定送配電事業（第三号において「小売電気事業等」という。）の用に供するためのもの（第二号及び第四十八条の二において「小売電気事業等用接続最大電力」という。）の合計が一万キロワットを超えることとする。

- 一 出力が千キロワット以上であること。
  - 二 出力の値に占める小売電気事業等用接続最大電力の値の割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えるものであること。
  - 三 発電する電気の量（発電のために使用するものを除く。）に占める小売電気事業等の用に供するためのものの割合が五十パーセント（出力が十万キロワットを超える場合にあっては、十パーセント）を超えると見込まれること。
- 2 前項の規定の適用については、同一の接続地点に接続している二以上の発電用の電気工作物は、一の発電用の電気工作物とみなす。

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則新旧対照表

改正案	現行
<p>○茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則</p> <p>昭和 48 年 4 月 2 日 公告</p> <p>第 3 適用除外の土地開発事業</p> <p>2 要綱第 3 の(10)の規定による別に定めたものは、次の各号に掲げる土地開発事業とする。</p> <p>(9) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 16 号に規定する電気事業(同項第 2 号に規定する小売電気事業を除く。)又はガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の用に供する目的で行う土地開発事業</p> <p>付 則(令和元年 8 月 1 日)</p> <p>この細則は、公布の日から施行する。</p>	<p>○茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則</p> <p>昭和 48 年 4 月 2 日 公告</p> <p>第 3 適用除外の土地開発事業</p> <p>2 要綱第 3 の(10)の規定による別に定めたものは、次の各号に掲げる土地開発事業とする。</p> <p>(9) 電気事業法(昭和 39 年法律第 170 号)第 2 条第 1 項第 9 号に規定する電気事業 又はガス事業法(昭和 29 年法律第 51 号)第 2 条第 13 項に規定するガス工作物の用に供する目的で行う土地開発事業</p>

○茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則（昭和48年4月2日公告）

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則を定めたので、次のとおり公告する。

茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱細則

第1 趣旨

この細則は、茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱(以下「要綱」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 別に定める公共的団体

要綱第3の(1)の規定による別に定める公共的団体は、独立行政法人都市再生機構、独立行政法人労働者健康福祉機構、独立行政法人雇用・能力開発機構、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構、独立行政法人環境再生保全機構、独立行政法人中小企業基盤整備機構、財団法人茨城県教育財団(昭和44年12月1日に財団法人茨城県教育財団という名称で設立された法人をいう。)、独立行政法人日本原子力研究開発機構、独立行政法人水資源機構、独立行政法人宇宙航空研究開発機構、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構、独立行政法人空港周辺整備機構、日本下水道事業団、茨城県住宅供給公社、茨城県道路公社、茨城県土地開発公社、財団法人茨城県農林振興公社(昭和44年8月1日に財団法人茨城県農業開発事業団という名称で設立された法人をいう。)、財団法人茨城県開発公社(昭和35年3月28日に財団法人茨城県開発公社という名称で設立された法人をいう。)とする。

第3 適用除外の土地開発事業

1 要綱第3の(8)の規定による別に定めるものは、農産物、林産物又は水産物の生産又は集荷の用に供する目的で行う農地の集団化、農林用地の造成、土地改良、養殖池の造成並びにこれらに類するもの(土地開発事業への土砂の供給を兼ねるものを除く。)で、次の各号に掲げる者が行う土地開発事業とする。

- (1) 農地法(昭和27年法律第229号)第2条第4項に規定する自作農、小作農及び同条第7項に規定する農業生産法人
- (2) 農業経営基盤強化促進法(昭和55年法律第65号)第4条第2項に規定する農地保有合理化法人
- (3) 農業協同組合法(昭和22年法律第132号)第4条に規定する農業協同組合又は同連会
- (4) 森林組合法(昭和53年法律第36号)第3条に規定する森林組合又は同連合会
- (5) 水産業協同組合法(昭和23年法律第242号)第2条に規定する漁業協同組合、漁業生産組合又は漁業協同組合連合会
- (6) 土地改良法(昭和24年法律第195号)第5条に規定する土地改良区
- (7) 国又は地方公共団体の補助又は融資事業により土地開発事業を施行する者

2 要綱第3の(10)の規定による別に定めたものは、次の各号に掲げる土地開発事業とする。

- (1) 削除
- (2) 削除
- (3) 図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館又は博物館法(昭和26年法律第285号)第2条第1項に規定する博物館、社会教育法(昭和24年法律第207号)

第20条に規定する公民館の用に供する目的で行う土地開発事業

- (4) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く)の施設であつて、都市計画法施行令第1条第2項第1号に該当する施設の用に供する目的で行う土地開発事業(学校の主たる施設が県外にあるものは除く。)
- (5) 鉄軌道及び駅前広場の用に供する目的で行う土地開発事業
- (6) 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第120条第1項に規定する認定電気通信事業者が同項に規定する認定電気通信事業の用に供する目的で行う土地開発事業
- (7) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業若しくは貨物自動車運送事業法(平成元年法律第83号)第2条第2項に規定する一般貨物自動車運送事業(同条第6項に規定する特別積み合せ貨物運送をするものに限る。)又は自動車ターミナル法(昭和34年法律第136号)第2条第5項に規定する一般自動車ターミナル用に供する目的で行う土地開発事業
- (8) 郵便事業株式会社が設置する郵便事業株式会社法(平成17年法律第99号)第3条第1項第1号に掲げる業務の用に供する目的で行う土地開発事業
- (9) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第16号に規定する電気事業(同項第2号に規定する小売電気事業を除く。)又はガス事業法(昭和29年法律第51号)第2条第13項に規定するガス工作物の用に供する目的で行う土地開発事業
- (10) 放送法(昭和25年法律第132号)による放送事業の用に供する目的で行う土地開発事業
- (11) と畜場法(昭和28年法律第114号)第3条第2項に規定すると畜場又は化製場等に関する法律(昭和23年法律第140号)第1条第3項に規定する死亡獣畜取扱場の用に供する目的で行う土地開発事業
- (12) 卸売市場法(昭和46年法律第35号)第2条第4項に規定する地方卸売市場の用に供する目的で行う土地開発事業

#### 第4 申請書等の經由

要綱及びこの細則の規定により知事に提出する申請書及び届出書並びにこれらに添付する図書は、その正本1部及び副本2部(開発区域が所在する土地の区域を管轄する市町村又は当該土地の区域を管轄し、若しくは担当する県民センター(県央建築指導室を含む。)が2以上ある場合にあつては、当該市町村又は県民センター(県央建築指導室を含む。)の数に1を加えた部数)とする。

#### 第5から第7まで 削除

#### 第8 承認申請書

- 1 要綱第9の2に規定する承認申請書は、様式第3号によるものとする。
- 2 要綱第9の2に規定する別に定める図書は、次の各号に掲げるものとする。
  - (1) 土採取に係る土地開発事業以外のもの
    - ア 設計説明書(様式第4号)
    - イ 土地開発事業施行の同意書(様式第6号)
    - ウ 開発区域位置図
    - エ 開発区域図
    - オ 土地利用計画図(施設配置図)
    - カ 緑化計画図(跡地利用計画図)

- キ 計画平面図
- ク 計画断面図
- ケ 給水計画図
- コ 排水計画図
- サ 調整池の配置及び断面図
- シ 防災施設構造図
- ス 消防水利図
- セ がけの断面図
- ソ 擁壁の断面及び構造図
- タ 開発区域に含まれる土地の公図写し及び登記事項証明書
- チ 切盛土量計算書
- ツ 計画集水計算書
- テ 開発区域に係る土地の各筆調書
- ト その他必要と認める図書で指示するもの

(2) 土採取に係る土地開発事業

- ア 土採取計画書(様式第5号)
- イ 土採取位置図
- ウ 土採取区域図
- エ 実測平面図
- オ 実測断面及び採取後の計画地盤図
- カ 跡地整備計画図
- キ 運搬通路図
- ク 土採取区域に含まれる土地の公図写し及び登記事項証明書
- ケ その他必要と認める図書で指示するもの

3 前項(1)のウからソまで及び(2)のイからキまでに掲げる図面は、別表第1のとおりとする。

第9 設計資格者

1 第8の2に規定する図面は、次に掲げる資格を有する者の作成したものとする。

- (1) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)又は旧大学令(大正 7 年勅令第 388 号)による大学において正規の土木、建築、都市計画、又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者
- (2) 学校教育法による短期大学において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する修業年限 3 年の課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して 3 年以上の実務の経験を有する者
- (3) 前号に該当する者を除き、学校教育法による短期大学若しくは高等学校又は旧専門学校令(明治 36 年勅令第 61 号)による専門学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して 4 年以上の実務の経験を有する者
- (4) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令(昭和 18 年勅令第 36 号)による中等学校において正規の土木、建築、都市計画又は造園に関する課程を修めて卒業した後、土地開発に関する技術に関して 7 年以上の実務の経験を有す

る者

(5) 技術士法(昭和 58 年法律第 25 号)による第二次試験のうち、国土交通大臣が定める部門に合格した者で土地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者

(6) 建築士法(昭和 25 年法律第 202 号)による 1 級建築士の資格を有する者で土地開発に関する技術に関して 2 年以上の実務の経験を有する者

(7) 知事が(1)から(6)までに掲げる者と同等以上の知識及び経験を有すると認めた者

2 前項に規定する資格を有する者であることを証する設計者の資格に関する申立書は様式第7号によるものとする。

#### 第10 承認の通知

要綱第9の3に規定する通知は、様式第8号によるものとする。

#### 第11 変更承認申請書

要綱第11の1に規定する設計変更の承認申請書は、様式第9号によるものとする。

#### 第12 軽微な変更

要綱第11の1ただし書に規定する別に定める軽微な変更は、次の各号に掲げるものとする。

(1) 開発区域内の境界又は道路、広場、排水施設等の位置若しくは形状の軽微な変更

(2) 工事の仕様を変更する設計の変更

#### 第13 同意書の通知

要綱第11の2において準用する要綱第9の3に規定する通知は、様式第10号によるものとする。

#### 第14 変更の届出

要綱第14の各号に規定する届出は、様式第11号によるものとする。

#### 第15 承認書

要綱第15に規定する別に定める様式は、様式第12号によるものとする。

#### 第16 完了届出書

1 要綱第16の1に規定する届出は、様式第13号によるものとする。

2 前項に規定する届出には、次の各号に掲げる図面を添付するものとする。

(1) 開発区域に含まれる土地の公図写し

(2) 計画平面図

(3) 排水計画平面図

#### 第17 検査済証

要綱第16の2に規定する検査済証は、様式第14号によるものとする。

#### 第18 建築制限等解除申請書

要綱第17の(1)の規定による建築制限等の解除についての承認申請は、様式第15号によるものとする。

#### 第19 地位承継届出等

1 要綱第22の1の規定により地位の承継をした者は地位の承継届出書(様式第16号)に要綱第9の1の規定による承認を受けた者の一般承継人であることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

2 要綱第22の1の規定により地位の承認について知事の承認を受けようとする者は地位

承継承認書(様式第17号)に要綱第9の1の規定による承認を受けた者から当該開発区域の土地の所有権その他当該土地開発事業に関する工事を施行する権限を取得した者であることを証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

付 則

- 1 この細則は、昭和48年4月2日から施行する。
- 2 茨城県土地開発事業の適正化に関する指導要綱付則第4項の規定による別に定める図書は、第8の2の(1)及び(2)並びに(4)から(19)までに規定する図書とする。

付 則(昭和49年12月24日)

- 1 この細則は、昭和49年12月24日から施行する。

付 則(昭和58年5月26日)

この細則は、昭和58年6月1日から施行する。

付 則(昭和60年5月20日)

この細則は、公布の日から施行する。

付 則(平成12年3月10日)

この細則は、平成12年4月1日から施行する。

付 則(平成15年5月8日)

この細則は、公布の日から施行する。

付 則(平成20年11月20日)

この細則は、平成20年12月1日から施行する。

付 則(平成21年3月31日)

この細則は、平成21年4月1日から施行する。

付 則(平成28年3月31日)

この細則は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和元年8月1日)

この細則は、公布の日から施行する。

様式第3～17号 (略)

別表第1 (略)